

高額療養費制度の自己負担額、引き上げへ

高額療養費制度は、病気やケガなどで医療費が高額になった場合に自己負担額を一定額に抑える制度です。

年収や年齢に応じ、自己負担限度額が区分で設定されています。

現在、70歳未満の方であれば5つの区分に分けられています。

(低所得者、標準報酬月額が26万円以下、28～50万円、
53万～79万、83万円以上の方)

厚生省は、近年の医療費高額化の流れや現役世代の保険料軽減のため、
限度額を全体的に引き上げつつ、所得区分をより細分化し、
所得に応じた負担になるよう具体的な金額を検討しています。
引き上げ額は早ければ年内にも決定することです。

たしかに所得区分の細分化は必要ですが、
区分は、いわゆる額面ベースで分けられていますので
所得がある程度あるからといって、その分、
月々の保険料や所得税の負担は大きいものです。

そこから更に医療費も...となると、幾ら仕方がないとは言え、つらいものがありますね。
ご自身やご家族、周囲の方々のためにも、健康が一番です。



年末年始のお知らせ**



誠に勝手ながら、12/27(金)～1/5(日)まで

年末年始休暇とさせていただきます。何卒よろしくお願い致します。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。